



Title	元代蒙漢合璧命令文の研究(一)
Author(s)	杉山, 正明
Citation	神戸市外国語大学外国学研究. 1990, 21, p. 1-31
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/16259
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

元代蒙漢合璧命令文の研究 (一)

杉山 正明

はじめに

13・14世紀のモンゴル世界帝国時代、モンゴル大カアンの命令をジャリク *jarliq* (M. おおせ, 命令 < T. *yarliq*), その他の皇后・諸王以下大臣・諸将らの命令をウゲ *üge* (M. ことば) といい、モンゴル治下の諸地域や周辺諸国に発出された。これら複数の命令者から不時に出されたモンゴル命令文は、遵守遂行すべきものとして絶大の権威をもった。なかでも、唯一至上の君主である大カアンの *jarliq* はその他のあらゆる命令とは全く別次元の絶対命令であった。(1) モ

- (1) ジョチ、チャガタイ、フレグの各ウルスの君主の命令も正式には蒙古語で *üge* と呼ばれたと考えられる。ペルシア語史書には、フレグ=ウルス君主の命令について *yarliq* というトルコ語 *yarliq* をそのまま使った語が頻見する。しかし、これはあくまでフレグ=ウルス国内用での場合ではなかろうか。対外国書では、その冒頭句で依然 *üge* と称している。さらに、このペルシア語の *yarliq* の語自体、ウルスの君主の「ことば」そのものを意味するというよりも、勅許状などの文書化したものを指すのではないか。しばしば目にする *yarliq va tamğa* の表現は字義どおりの「おおせと印」では実際の意味をなさず、「印璽を押印した勅諭状」のことだろう。この形に近い *yarliq va äl-tamğa* の語句はまさに蒙古語の *al tamğatai jrlı* 「金印つき勅諭状」[1320年のフレグ=ウルス君主 Abū Sa'īd Bahādur hān の勅諭。この命令文書の冒頭も *Busayid bayatur qan üge manu* 「(ア)プサイド=バトル=カンなるわれらがことば」である。cf. Pelliot 1936: 37-44, pl. 29-31; Cleaves 1953: 1-107; Ligeti 1972b: 258-263] に相当するからである。蒙古語で書かれた命令文書の冒頭定型句において、各ウルスの君主が自分のことばを *jarliq* と表現する初例は、今のところジョチ=ウルス君主のトクトガ *Toqtoqa* [脱脱]のバイザの刻文である [Позднеев 1897: 150-151, Ligeti 1972b: 284-285]。フレグ=ウルスでは遂に使用されず、チャガタイ=ウルスでも確実な例としては1369年に発令されたイリヤース=ホージャ *Ilasqoja* < *İliyās hūvāja* にまで降ってしまふ [Ligeti 1972b: 216-217]。その際、問題となる *qan-u jarliq-iyar / Berke [or Beg] temür üge manu* で始まるヒツジの年10月の末の8日附のトゥルファン発現文書 [Ligeti 1972b: 212-213] は、従来のようにチャガタイ=ウルス文書とするのはむづかしく、おそらく大元ウルスの発令と見られる。ただし、*Yisün temür-ün jrlı-ıyr* で始まる同じくトゥルファン発現文書 [Ligeti 1972b: 208-209] の冒頭の君主を近年チャガタイ=ウルス君主イسن=テムルと解する意見が有力視されているが [Clark 1975]、依然大元ウルス皇帝の泰定帝イسن=テムルである可能性は消えていない。各ウルスの君主が自己の命令を蒙古語で *jarliq* というかどうかは、その君主が大カアンの権威を承認しているかどうかの指標となら

ンゴル支配層の間には創祖チンギス=カン Činggis qan のヤサ (M. Jаса(γ) <T. yasa(q). 札撒、ペルシア語史書では yāsa(q). 『元史』では大法令と訳す) と箴言(bilig) とが遵則となったといわれるが、支配諸国民をも包みこんだ法体系を遂に整備することはなかったため、これらの折々に出される命令文がモンゴル治下の諸地域における法規制の根源ともなった。

これらの jarliy や üge はまず口頭で蒙古語によって発せられ、普通にはウイグル文字で書写されたのち、非蒙古語の間・地域を命令対象とする場合には、しばしば当該地域の言語・文字に訳された。従って、文書化された命令文のうち、蒙古語と非蒙古語転訳との対訳形式のものも相当数あったと考えられる。またモンゴル政権の初期には特にアラビア文字ペルシア語によってはじめから文書化されたことも少なからずあったと推測される。同様に初期には中国方面への下令に限って蒙古語より漢訳された文書だけが単独で送付されたらしいが、ただしこの場合にはウイグル文字による添え書きが必要であった。⁽²⁾ さらに、支配層までもが急速にトルコ語化したジョチ=ウルス Jöči-ulus では、時代が降ると当初からトルコ語で文書発令される事例も現われる。⁽³⁾ 転じて、元代中国・チベットでは元帝室の篤い帰依を受けて帝師・国師と尊称されたチベット高僧たちも命令者となりえたが、彼らの命令原文はチベット語で綴られている。⁽⁴⁾

ゝる。なお、ジョチ=ウルスでは、例えばトクタミシュ Toqtamış の1392/93年発令のウイグル文字トルコ語文書冒頭で *Toqtamış söz-üm* 「トクタミシュなるわがことば」と表現するようになる [Оволенский 1850]。söz は明らかに蒙古語 üge の置き換えである。13・14世紀以後も中央アジア・キプチャク草原・イランでは長くモンゴル命令文書の様式が主にトルコ語で保存・踏襲され、君主は *sözümüz~sözimiz* 「われらがことば」と複数を使い、王子・諸王以下の命令者は *sözüm~sözüm* 「わがことば」と単数を使って区別するようになる。

- (2) 『黒韃事略』徐霆疏。「漢人・契丹・女真諸亡国に行する者は祇だ漢字を用う。移刺楚材これを主とる。卻ち又た後面の年月の前に鎮海が親ら回字を書く。『某人に付与す』と云う。」
- (3) Усманов, М. А Жалованные акты джучиева улуса XIV ~ XVI вв., Казан, 1979. Grigor'ev, Arkadij P., Grants of Privileges in the Edicts of Toqtamış and Timurqutlug, *Between the Danube and the Caucasus*, ed. by György Kara, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1987, 85-104. Shamil Muhammedyarov and István Vásáry, Two Kazan Tatar Edicts: Ibrahim's and Sahib Girey's Yarliks, *ibid*, 181-216. Vásáry, I. *Chancellery of the Golden Horde*, Budapest (in print).
- (4) いわゆるシャルフ文書 *Ža lu documents* [Tucci, *Tibetan Painted Scrolls*, II, 670-706] のほか、中国本土にもある。例えば、山東長清の巨刹靈巖寺に国師管着見成藏 *Dkon mchog rgyal mtsan* が授与した寺産安堵状の碑。碑の上半にチベット語原文、下半に直訳体白話風漢文対訳が刻される。Chavannes 1908: pl. 28, 29 [pl. 29 はシルヴァン=レヴィ Sylvain Lévi の転写・試訳の草稿], 王堯1981: 47-48, 図2・3, 常風玄1984: 511-518参照。

これらの諸言語による命令文は、あまり多数ではない文書現物のほか、碑刻やその拓本、ないしは碑影・拓影および各種石刻書・地志類への移録や、さらに各種の諸語典籍への直接・間接の引用など、様々な形で伝えられている。また、その内容も、対外国書や各モンゴル王家の書簡など支配者間の政治文書をはじめ、各種の布告・諭旨・叙任・旅行証明・保護特許・免税免役・土地物産寄進など多岐にわたる。とりわけ、宗教関係者とその庇護にかかわる事例が頭抜けて多い。文書・碑刻などの“もの”としての命令文の保持・伝存がはかられやすい場合とそうでない場合という物理条件も見逃せない。

こうした様々な状態・言語・内容にわたるモンゴル期の命令文については、それぞれが第一級の資料価値をもつことから、ほぼ19世紀なかば頃より、欧米・ロシア=ソ連・トルコ・イラン・中国そして日本においてモンゴル学・トルコ学・イラン学・中国学の専門研究者がそれぞれの立場・関心から文献蒐集・解説分析を行なってきた。いまかりに、使用言語・文字・伝存状況によって群別すると、ほぼ次のようになる。

1. ウイグル文字蒙古語の文書・碑刻・典籍
2. ウイグル文字蒙古語とペルシア語との対訳合璧文書
3. ウイグル文字蒙古語とアラビア語との対訳合璧文書
4. パスバ文字蒙古語の文書・碑刻
5. パスバ文字蒙古語と直訳体白話風漢文との対訳合璧碑刻
6. ウイグル文字トルコ語の文書
7. アラビア文字アラビア語の文書・典籍
8. アラビア文字ペルシア語の文書・碑刻・典籍
9. チベット語の文書・碑刻
10. チベット語と直訳体白話風漢文との対訳合璧碑刻
11. 蒙古語直訳体白話風漢文の碑刻・典籍
12. 文語・吏牘漢文の碑刻・典籍・書簡
13. パスバ文字文語漢文の碑刻・典籍

14. ラテン語訳の国書・書簡

1～5の蒙古語については、リゲティ L. Ligeti による集成 [Ligeti 1972a, 1972b] が、11については蔡美彪による集成 [蔡録] が出現し、それぞれ大きな便宜を与えてくれている。また、近年わづかずつではあるが中国本土・チベット・イラン・ソ連において文書・碑刻の新出が報告・仄聞されている。

さて、これまでの研究を概して言えば、命令文に使用されている言語ごとに、また命令対象地となったロシア・イラン・東西トルキスタン・中国などの地域ごとに、別箇に行なわれてきた傾向が色濃い。また、言語・文献学処理が主体で、歴史分析にまであまり立ち入らなかった傾向も否定しがたい。翻って、これらのモンゴル期命令文はモンゴル帝国の政治・統治の実際を直接に示すまたとない史料群である。用語・概念・体式などの諸点において、これらの命令文には共通した側面がある。⁽⁵⁾ これらの命令文を網羅して総合検討し、そこに共通する側面を抽出しつつ個別差・地域差・時代差を読み取ってゆくことは、それぞれの命令文を正確に解析する上にも、またモンゴル帝国全体を理解する上からも、是非とも必要である。しかし、一個人をもってこれら諸語によるすべての命令文に通曉し、かつそれらをペルシア語・漢文を二大史料群とするモンゴル時代の諸語原典史料からの歴史・言語情報と根本から照合してゆくことは至難である。現実には、前掲の群別の一群、ないしは同種の二・三群について、他群の状況に目を配りつつ、確実に悉皆検討してゆくのが現時点で可能にして有効な態度であろう。いつの日かモンゴル時代命令文を網羅して総合検討をする第一歩として、いまはまず語義・内容を逐語対証しうる対訳形式で、従来からの研究蓄積も少なからずあり、さらに関連する史料も豊富で内容・状況も把握しやすい前掲5の蒙漢合璧命令文から基礎検討の牛歩を始めた。

I 蒙漢合璧命令文をめぐる概況

蒙漢合璧の命令文は現在まで13件について訳読が試みられている。いずれも

(5) Григорьев, А. П.: 1978 は各文字各語のモンゴル命令文を通観して文学学分析を試みている注目すべき著作である。

パスパ字蒙古文と直訳体白話風漢文とによる完全対訳形式で、すべて元代の仏寺・道観・神廟に授与された保護免税免役状を石に刻したもののばかりである。大元ウルス成立以前の時期については、蒙漢完全対訳のものは今のところ知られていない。またパスパ字以外で蒙古語を表記した漢語との対訳式の合璧碑としては、ウイグル文字による有名な《張応瑞碑》《竹温台碑》《忻都公碑》などがあるが、いずれも14世紀になってからの漢文雅文を原文とする漢蒙対訳碑であり、しかも命令文ではない。さらに、直訳体白話風漢文による対訳を伴わないパスパ字蒙古語命令文については、文書現物も3件これまで知られているものの、蒙漢対訳合璧となると碑刻ばかりという特徴がある。そもそも立石しているのが、いずれもその教団の祖庭ないしはその地方で屈指の拠点寺観・祀廟ばかりで、どこにでもある代物ではない点も注意を要する。つまり、蒙漢完全対訳形式の合璧命令文には、時期・文字・内容・伝存状況に著しい共通点が見られる。なぜこれほど似通ったものばかりなのかは大きな問題である。既知の13件の蒙漢完全対訳命令文碑に関する簡単な文献情報を、7件の直訳体白話風漢文による対訳を伴わないパスパ字蒙古語命令文の情報とともに本稿末尾に列挙する。

では、こうした蒙漢完全対訳命令文碑はどんな点で有用であろうか。ごく当たり前のことまで含め、あらためて整理すると次のようになろう。

- (1) 蒙漢完全対訳資料として、逐語完全対訳である有用さはいうまでもない。対訳資料にも各種あり、前述の14世紀での一群の漢蒙対訳碑刻は漢文原文に蒙古語をすり寄せたものである。その蒙古語は漢語原文に対して必ずしも厳密な意味での逐語訳とはなっていない。蒙古語原文のものでは、『元朝秘史』の漢字音写蒙古語本文とその旁訳とが巨大な蒙漢完全対訳資料ではあるが、蒙古語漢字音写、直訳たる旁訳、節ごとの簡訳とも明初の翰林院にて、恐らく『華夷訳語』の編纂と深い係りをもってなされたものである。従って、これらの合璧碑は、最も早期の蒙漢完全対訳の事例である。
- (2) モンゴル時代蒙古語資料として、13・14世紀の蒙古語資料には有名な《イ

ェスング *Yisüngge* 王紀功碑^{ストーン}（いわゆるチンギス=カン^{ストーン}碑石）をはじめとするウイグル文字で表記された碑刻・文書および若干の典籍とその断片[おおむね *Ligeti* 1972b に集成されている]のほか、前述(1)の合璧のもの、ラシード=ウッディーン *Rašid al-Din* 『集史』 *Ġami' al-Tavāriḥ* をはじめとする同時代のペルシア語史書や *Muqaddimat al-Adab* などの辞書類に見えるアラビクで表記された語句・語彙、『事林広記』所収「至元訳語」（ないしは蒙古訳語）をはじめ元曲等に散見する漢字で表記された語彙などがある。直接に、それらの語義・訳語の確定に役立つ。

(3) パスバ文字資料として、至元6年(1269)にクビライ *Qubilai* の命でパスバが創製した方形字ないしはパスバ字と呼ばれる文字については、現存する資料を言語で大別すると、蒙古語命令文をはじめ各種の蒙古語を表記したもの（僅かながらトルコ語を表記した例もある⁽⁶⁾）、「上天眷命、皇帝聖旨」の定型句で始まる雅文漢訳版の命令文⁽⁷⁾をはじめ各種の漢語・漢字を音写したもの、に二分される。パスバ字は「国字」として制定されたといわれるが、用途に著しい限定・傾向が認められる点や蒙古語書写はもとより漢字音写にさえも不必要なほどことさら別字を立てる点、またウイグル文字との兼ね合いは果たしてどうであったのかなど、実はまだ未詳な点が多い。蒙漢合璧碑はそれらの問題を解く糸口となる。

(4) 元代漢語資料として、直訳体白話風漢文で書かれた記録は、相当数が碑刻の形で残る命令文[蔡録がおおよそ集成]をはじめ、『元典章』『通制条格』を筆頭とする元代の政書や各種典籍において、純蒙古語直訳[国師の法旨の場合はチベット語の直訳]・幾らか吏牘化したもの・節略ないし吏牘化が著しいもの・文語化したものなど、様々な水準のものが広汎に

(6) ベルリン・トゥルフアン・コレクションのうち、トグルク=テムルと読めそうな人物から発令されている *üge* 文書 [TD II 203] に押印された四角形の朱印。パスバ文字によるトルコ語で *o-ron qud-luq bol-sun* と三行に刻される。cf. *Ligeti* 1972b: 227-228. Facs: *Haenisch, E., Mongolica der Berliner Turfan-Sammlung* II, 29, n. B2.

(7) 「上天眷命、皇帝聖旨」で始まり、「故茲詔示、想宜知悉/故に茲に詔もて示す。想うに宜しく知悉すべし」で終わる聖旨を当時の「北方」で「漢兒字聖旨」といったと、陶宗儀『南村輟耕録』巻20、「漢兒字聖旨」の項に見える。

(8) 存する。蒙古語原文と逐語対証しうる蒙漢合璧命令文は、言語資料としても、また文書分析の上からも、これら一切の検討の出発点にすべきものであろう。なお、蒙漢合璧命令文中に引かれる地名・人名・官職名の漢字音のパスパ字表記は、対応する漢字を確実に伴なう点、このパスパ字音写は発令者である皇帝・諸王側の中央政府吏員の処理と考えてまず間違いない点、この二つの点から考えて、前述の「上天眷命」型の雅文漢訳版命令文でパスパ字音写と合璧のものとおわせ、最も確実な漢字音表記といえる。

- (5) 歴史資料として、これらの蒙漢合璧命令文碑は幾つかの条件をすべて兼ね備えた極めて特別な存在であり、こうした命令文が発令・対訳され、かつ刻石・立碑されるには、それぞれの碑が特別な事情を背負っている。こうした個々の事情を無視してこれらを真に理解することはできない。それらの事情を解明することは元代の政治・社会・宗教を分析する上で飛び抜けて重い意味をもつ。また文書学の立場から見ても、クビライ期に確立された元代命令文の最も整った形を示す実例となる一方、では元代のモンゴル命令文のすべてがこうしたパスパ字表記蒙古語原文と直訳体白話風漢文対訳との一対の形で発令されていたのかどうか、漢訳は発令内容を文書化する当初からパスパ字表記と同時にこなされたのか、もしくは交付・伝達のいつれかの段階で作成されたのか、そもそも漢訳したのはどんな人間か、など様々な問題・疑問がある。これらは各合璧命令文に見られる蒙古語と漢訳との微妙な誤差や時代偏差を単に純言語処理の問題とのみしえるかどうかにかかわるだけでなく、モンゴル期、とくに元代の文書行政から統治組織・地域支配の根幹にまでかかわる問題をはらむ。さらに命令文に使用される各種の歴史語彙は、モンゴル官制・法制・税制についてはもとより、中国史に通有の社会・経済上の用語・概念を蒙漢両語で置換・説明する無二の有用性をもつ。

(8) 最近、И. Т. Зорграф が数件の直訳体漢文碑を中心に用語分析を試みており[Зорграф 1984]、十全にはほど遠いものの注目される。

要するに、言語・歴史・文書・年次のどの面からも最も確実かつ重層した実例であり、他の各種文献群を検討する基礎となるものであろう。ただし、今のところ知られている13件はすべて碑刻であって文書原物ではないこと、従って文書としての書式・体例をはじめ必ずしも原文書そのままかどうかは確かでないこと、いいかえれば改字・改文・改行・誤刻・誤脱などが全くありえないとはいいい切れぬこと、つまり石刻としての配慮・分析も必要であること、以上の諸点に留意しなければならない。以下、各実例を逐一提示する。それらの実例を隈なく把握するためには、各碑それぞれがかかえる状況を知悉することが必要であると考えるので、出来る限り丁寧に、検討の素材となる関連資料を提供するよう心掛ける。すべてに共通する語彙・表現などに関する注解は全実例の提示ののちに一括して示したい。また既述した様々な問題点・疑問点に関しても、全実例を検討した上で私見をまとめて述べたい。

Ⅱ 各実例の提示

1 1314年の真定路元氏県開化寺アユルバルワダ聖旨碑

河北省元氏県は石家荘から南へ30km、邢台・邯鄲へむかう途上に位置する。元氏県に関する地方志は、近刊の中国科学院北京天文台主編『中国地方志聯合目録』35頁によれば、崇禎15年(1642)刊『元氏県志』6巻・順治6年(1649)刊『元氏県統志』不分巻・乾隆23年(1758)刊『元氏縣志』8巻末1巻・光緒元年(1875)刊『元氏県志』14巻首1巻末1巻・民国20—22年(1931—33)鉛印『元氏県志』16篇の五種が知られている。その最後に編纂された民国『元氏県志』「数」篇21葉と22葉の間に、元代に建てられた蒙漢合璧碑の拓本の写真が掲載され、かつ写真の上下に「元碑」「蒙文碑」と横書きし、右左に「現に開化寺内に立つ」「此の碑の漢文・蒙文、書法は均しく工整なり。民国五族共和、蒙文は極めて重要に関わる。故に影して篇に附して以て^{がくもん}文学を研究する者の考証に備う」と縦書添書する。20世紀に編纂された中国地方志の場合、例えば日本留学帰りの人を中核に農村改革の実験が推進された同じ河北省の定県地区の

民国23年(1934)刊『定県志』22巻首1巻がその最も際立った例だが、紋切り型の従来の中国地方志から脱し、各種の創意を凝らして、明らかに近代歴史学あるいは歴史編纂学の影響を看取できる例がままある。そうした地方志の中でも、このような碑刻の拓影を掲載する例は極めて稀である。碑陽の上半部には、ブヤントゥ=カガン Buyantu-qayan (福德あるカガンの意)の称号で呼ばれた第8代モンゴル皇帝アユルバルワダ Ayurbarwada⁽⁹⁾(中国式廟号は仁宗)の蒙古語命令文がパスパ文字で刻され、下半部には直訳体白話風漢文による対訳が見える。漢訳の方はすでに蔡録63°, 65頁に移録されているものの、蒙古語についてはこれまで利用したものがないかった。

民国『元氏県志』によれば、この蒙漢合璧碑は元氏の城内の南西隅に位置する開化寺に存する。残念ながら現状については情報をもたない。河北、ことに正定地区の碑石に関する極めてすぐれた石刻書である沈濤の『常山貞石志』には、開化寺にある12の碑刻を録する。それらから、この寺は隋代以前に創建され、元代に至るまで元氏県のみならず華北仏教の地方拠点として絶えることなくつづいてきていたことがわかる。沈濤は同書巻19, 6b—9aに本碑について次のようにいう。

開化寺聖旨碑。 碑は高さ七尺八寸、広さ三尺四寸五分、上截に蒙古字を刻す、二十四行。下截に聖旨を刻す、二十六行。行ごとの字は等しからず。正書。額は拓を失なり。陰あり。延祐元年(1314)四月十五日に立つ。今、元氏県開化寺に在り。

聖旨は録さず。 右の碑、立石の年月なし。旨はまさに仁宗の延祐元年に降りしなるべし。歳は甲寅に次す。故に虎兇の年と曰う。月潤歹は太宗の名。史は窩濶台に作る。完者篤は成宗の廟號。史は完澤篤に作る。訳音

(9) 彼の名の綴りは、ル=コック Albert von Le Coq がトゥルファンで入手した有名なウイグル文字蒙古語木版印刷の『ボディチャルヤーヴァターラ Bodhicaryāvatāra 注釈』*Bodistwa-čari-a awatar-un tayilbur* による。なお、この書は、皇慶元年壬子にあたるネズミの年、夏の頭月の初一日(西暦1312年5月7日)よりアユルバルワダの命で大都白塔寺で印刷のち頒布されたものであるが、その中でアユルバリワダを「広大な国の80番目の大王」*aqū ulus-un nayadaqar yeke ejen* と尊称している。80は8の美称であり、チンギス=カンより歴代の大カアンを数えている [Cleaves 1954: 54, 85, 120-122, n. 309, n. 312].

に軽重あるも、惟だ相い近き者を取りてこれを用うのみ、一定の字なきなり。

碑陰、 前に題名二行、兩列に分かつ。中間に見知事^{げん}および大衆等の題名を為す。共に八列。後に銜名ならびに年月、八行、一列を為す。下に商稅務・石匠等の題名を為す。兩列、額に開化寺の三字を題す。並びに正書。延祐二年（1315）九月初九日。

宣授奉義大夫・大司農承の蘇禎、宣授武略將軍・金牌千戸の柳政。 右は第一列。 古燕の蒙古訳史の楊德懋、陽を書す。槐陽の楊嘉会、書す。在城の趙頤、管軍百戸・在城西街の李伯祐。 右は第二列。

僧名は録さず。將仕郎・大理金齒等處宣慰使司都元帥府都事の李友直、真定路元氏県の典史の范郁、司吏の賈克仁、王守忠、劉從政、齊日新、進義副尉・真定路元氏県尉の陳伯顔察兒 *Bayančar*、于居仁、劉吉善、敦武校尉・真定路元氏県主簿の萇遂、承務郎・真定路元氏県尹・兼管諸軍輿魯勸農事の董天爵、忠顯校尉・真定路元氏県達魯花赤・兼管本県諸軍輿魯勸農事の牧民 *Mumin*?, 光教雄辯大師・提点講主の惠文、寺主の普宣等、立石す。 延祐二年九月初九日 右は第一列。 商稅務。提領の曾元正、大使の李德義、副使の商汝厲、攢典の李德懋。 順德等路の鉄冶提舉司提領の岳仲賢、岳聚。 右は第二列。 匠名は録さず。〔以下の按語は略す〕

要するに、本碑は碑身文面のみで高さ 2 m を優に越える巨碑であること（聖旨碑は螭首・龜趺を普通もつ。従って、本碑全体はおそらく地高 3 m を超えるものであろう）、碑陰には元氏県のダルガ〔チ〕⁽¹⁰⁾であるムーミン⁽¹⁰⁾、県尹の董天爵以下、この碑の立石にかかわった元氏県の官吏・有力者、および開化寺の提点講主の立場にある光教雄辯大師惠文と寺主の普宣以下の僧衆らの題名が列挙されること、立石の時期は延祐二年九月初九日、すなわち皇帝の聖旨^{ジャルリク}が発令されてから

(10) 牧民という愉快な名は、漢字音からすると、あるいはイスラム信徒を意味するアラビア語の *mu'min* に当てることができるかもしれない。ただし、もしそうであっても、このダルガ(チ)がムスリムであったかどうかはわからない。

1年5箇月ほどを経た重陽の吉日であったこと、などがわかる。

碑陰の情報の中で最も興味深いのは、古燕の蒙古訳史の楊徳懋が「陽を書」し、槐陽の楊嘉会が「書」した、と記されていることである。この意味するところはあまり明瞭でない。楊徳懋が碑陽の蒙古文パスパ字を書丹（刻字原稿を朱書すること）し、楊嘉会が漢訳版の字を書丹したとも、あるいは沈澆の按語〔省略した部分〕にいうように、移録文の字句どおりに受け取って楊徳懋が碑陽全体を書丹し、楊嘉会がのこる碑陰を書丹したとも考えられそうである。ただし、前者のように考えると、碑陰の筆写者が不明となってしまうので、他に決定材料がない現在、移録文どおりに考えるのが無難だろう。とはいえ、楊徳懋は単に刻石のため原文書を筆写しなおしただけなのか、それとも「蒙古訳史」であることを重視して漢訳者も楊徳懋と考えるべきなのか、この点は大きな問題である。というのは、蒙古語命令文の漢訳は一体だけれが、どの場面でしたのか、という設問と密接にかかわるからである。皇帝の許で発令・文書化される段階で、すでに漢訳版も作成されていたと決めつけるのならば、楊徳懋はパスパ字と漢訳字を筆写しなおしただけになる。しかし、そうだとすると、『元史』百官志に諸路総管府ごとに訳史一人を置いた、というのは一体どういう意味になるのだろうか。やはり「蒙古訳史」というからには、パスパ字を筆写するだけではなく、漢訳したと考えるほうが自然ではなかろうか。陝西邵陽県の光国寺にある1318年パスパ字蒙古語と直訳体漢訳の合璧命令文碑〔蔡録：72°、75；Chavannes 1908：pl. 26〕には末尾に「郷士の白克中の訳・書丹、並びに額」とある。この場合、白克中は訳文の書丹をしたとも見えなくはないが、それではパスパ字の書丹者は不明となってしまうので、やはり漢訳とパスパ字・漢字の書丹および額もすべて白克中の手になるとするのが素直だろう。⁽¹¹⁾ この例自体は、「郷士」

(11) 訳者の名がわかる事例は極めて少ない。管見の限り、大阪外国語大学に蔵せられる石濱文庫（故石濱純太郎の旧蔵書）に碑陰のみの拓本があり、その末行に「皇慶元年（1312）壬子十月□日、臣張世凱等立石并題額 臣楊衍福譯 儒學教諭劉徳懋書丹」と見える。この碑陰には河南原武県のダルガである愛忽都魯 *Ai-qutuluq* 以下の官吏・里正・社長・戸戸まで含めた極めて大量の人名が刻される。その中にも楊衍福の名が見え、全体の第三位に置かれて「將仕郎原武縣主簿楊衍福」とある。これによれば、県の主簿の楊衍福がなんらかの訳をしたことになる。しかし、肝腎の碑陽がわからない。パスパ字蒙古語聖旨碑なのか、パスパ字雅文漢文聖旨碑か

できえ翻訳とパスパ字書写は可能であったと考えるべきなのか、それとも白克中という人物が特別なのかは、さだかにしえない。しかし、少なくとも中央ではなく地方でも漢訳を行なえた事例にはなるだろう。そこから類推しても、楊徳懋が本碑の正面上下両截の筆写だけでなく、漢訳文を作成した可能性は否定できない。なお、楊徳懋に冠する「古燕」は燕京、すなわち大都地区を意味する古称だろう。ただし、楊徳懋が当時大都地区に居住していたことを意味する（すなわち楊徳懋は中央書記局の吏員であった、と解する）のではおそらくなく、古燕を本貫の地として元氏県が所属する真定路総管府に一人いるべき「蒙古訳史」に在職中であったと解するのが自然だろう。アウルバリバダの聖

ゝなのか、どちらもありえる。後者ならば、「譯」は翻訳の意味ではなく、漢字への転字のことになってしまう。そこで、乾隆『原武県志』を見ると、巻6、職官、2葉裏—3葉表には、「元縣尹張世凱・劉祥都」の項に次のように見える。

按ずるに、大徳十一年（1307）七月、孔子に加號して大成至聖文宣王と爲し、天下に頒告す。其の誥命の詞、碑に學宮に勒する者あり。原武縣尹の張世凱、皇慶元年壬子十月、石を立て額に題す。碑陰に官銜を具列す。從仕郎・原武縣尹・兼管本縣諸軍奧魯（アウルク *ayruq*）勸農事の張世凱と稱す。石は猶お未だ泐（石がさけること）さず、考ず可き也。皇慶は大徳の後に在り。舊志が張を商の前に列するは、誤つるに似たり。今、改正す。元制、縣ごとに並びに達魯花赤一員・尹一員を設く。達魯花赤は印を收め、尹は封署す。皇慶年間（1312-1313）に忠勇校尉・原武縣達魯花赤・兼管本縣諸軍奧魯勸農事の愛忽都魯あり。碑刻に見ゆ。舊志は失載す。今此に記す。

石濱文庫の拓本が、ここという碑刻と同一であることは、皇慶元年壬子十月という立石の年月やアイ=クトルクと張世凱との二人の肩書が拓本のそれと全く一致することから疑いの余地がない。石濱文庫の拓本は、大徳十一年（1307）に武宗カイシャン Qaišan が闡復に起草せしめ、その漢字音をパスパ文字で写して中国全土に頒布した《加封孔子制詔碑》の碑陰であった。この詔は曲阜孔子廟の大成門前に現存する漢字とその音を表わすパスパ字との逐字並記の有名な巨碑をはじめ、相当数の碑刻が中国各地の孔子廟に現存し、また各種の石刻書に膨大な移録ないし著録がある。それらのあるものは漢字・パスパ字の並刻・合刻であり、あるものは漢字のみ刻される。ところが羅常培・蔡美彪合編『八思巴字與元代漢語【資料彙編】』には、図版9に「(原武)加封孔子制(一)」として、まさしくこの碑の正面の拓影が掲載されている【羅・蔡1959】。上半はパスパ字漢字音写、下半は「上天眷命」で始まる闡復起草の雅文聖旨である。以上のことからすると、原武県の主簿の楊衍福は、パスパ字を漢字に引き戻す作業をしたか、あるいはパスパ字を刻石用に書写したか、どちらかになる。碑陰拓本に「儒學教諭劉徳懋書丹」とあるのだから、引き戻し作業だけをした可能性の方が高いかもしれない。碑陽拓影ではこの碑の題額はパスパ字で書かれている。ところが、碑陰拓本では「臣張世凱等立石并題額」と題額は県尹である張世凱か、ないしは少なくとも楊衍福とは別人のような書き方がされている。楊衍福以外でも、漢字とパスパ字の置き換えはできたわけである。「楊衍福譯」の意味するところは、ますますさきやかなものとならざるをえない。漢字音写のパスパ字を原漢字に戻すだけならば、例えば『蒙古字韻』程度の極めて簡便な手引きさえあれば事足りる。蒙古訳史が配属されていない原武県では、主簿である楊衍福がパスパ字・漢字の置き換え作業を担当せざるをえなかったのはうなづける。われわれは、不慣れな(?)楊衍福が手引書を睨みながら、原文書のパスパ字を刻石用にあらためて筆写し、それを原漢字に逐一、引き戻していく姿を想像すればよいのであろうか。

旨の原文書は通常ならば路治の真定（清朝以後は正定）を經由して元氏県から、さらに開化寺へと交附されたと推測されるので、楊徳懋が真定で中央から降されてきた原文書を少なくとも目睹した可能性は十分ある。一方、楊嘉会に冠する「槐陽」とは、元氏県の南を東流する槐水の陽の意だろう。すなわち槐水の北に位置する元氏県そのものを指す雅名と見られる。すると、本碑の正面は原文書の交附にも立ち合った可能性の高い真定路総管府蒙古訳史に在職中の楊徳懋が少なくとも文書の刻石にあたって書丹し、現地の立石関係者を列挙する碑陰については同じく現地の楊嘉会が書丹したことになる。

さて、本碑の蒙古語文面の文脈・用語は元代聖旨の典型といえるものである。ただし、二点について検討を要する。ひとつは、チンギス=カンの君主号をカン qan とせずに qa'an と表記している点である。周知のとおり、カガン〜カアン〜カーン qaγan~qa'an~qān, 合罕・哈罕・合汗の帝号は、第二代のオゴデイ Ögödei が自己の専称として採用したもので、おそらく往昔の鮮卑・柔然・突厥の可汗・可寒, hāqan 号の復活といわれている。チンギス自身は qan とのみ称した。当代の漢文文献でも成吉思汗・真吉思汗などであり、ペルシア語史書でも Ğinkkiz-hān~Ğinkiz-hān と表記される。歴代モンゴル皇帝では、オゴデイの長子である 第三代のグユク Güyüg の 1246 年ローマ教皇インノケンティウス 4 世 Innocentius IV 宛て国書において、そのウイグル文字蒙古語の印文中で qan, その印文にはほぼ対応する本文冒頭のアラビア文字トルコ語の箇処で hān と表記される [Pelliot 1923:15, 16, 22, pl. 1, 2]. これはグユク自身が qan と称した動かぬ証左だが、すべての当代ペルシア語史書でもグユクについては hān とのみあって、決して qa'an~qān とは表記されない。グユク時代までは qaγan~qa'an~qān 号はオゴデイの専称であったことになる。漢訳でオゴデイを合罕皇帝とするのは合罕がオゴデイのみを指す固有名詞に近い称号だったからである。ところが、第四代のモンケ Mōngke からクビライ Qubilai 以下の元帝はすべて qaγan~qa'an~qān <Per. qa'an~qān である。結果として、モンケがオゴデイの専称を自分にも使い、さらにクビライ

イがそれを踏襲したため、クビライの血脈である歴代の元帝は皆 *qa'an*~*qa'an*~*qān*号を受け継いだことになる。クビライ時代になると、在世中にその皇帝を本名で呼ぶことを避けたので、クビライ以後は *qa'an*~*qa'an*~*qān* といえ、在位中のモンゴル皇帝を意味した。『集史』以後のペルシア語史書において、クビライ以降の時期に関して、単独で *qān*~*qa'an* とあれば、実際上「元帝」を意味してしまうのはそのためである[杉山1987: 28]。少なくとも同時代の官撰記録から判断する限り、創祖チンギス=カンが *qan* とのみ称し、またそのことについて大元ウルス *Dai-ön yeke mongol ulus* とフレグ=ウルス *Hülegü ulus* の官員には周知・徹底していたはずである。合璧も含め、パスバ字蒙古語命令文でも、チンギス=カンはほとんどの場合 *qan* と表記されている。ところが、管見の限り、この碑のほか陝西鄜州の祖庵鎮にある全真教の祖庭、塾屋大重陽万寿宮遺址碑林に現存するトラ年（延祐元年甲寅1314）7月28日附のアユルバルワダの保護免税免役状碑刻（蒙漢合璧。後掲の一覧表の I-5）、ウシ年（至元26年己丑1289）6月30日附の甘肅涇州水泉寺宛てクビライの命令文碑（パスバ字蒙古語のみ。一覧表の II-2）、ウサギの年（大徳7年癸卯1303）3月29日附の河東延祚寺宛てソセ *Söse* 大王令旨碑（パスバ字蒙古語のみ。一覧表の II-3）の合計4例でチンギス=カンが *qa'an* と表記されている[以上のことについては蔡1986a: 236-239にも詳述されているが、筆者と少し論旨を異にする]。しかし、塾屋万寿宮碑をのぞく両碑のパスバ字には、全体にわたって明らかに抬頭の誤りや誤刻が頻見し、その表記は信頼しにくい。*qa'an* とあるのも軽率なミスである疑いが濃い。本碑のパスバ字もまた、次に述べるように文書体例上から逸脱する点がある。ただひとつ残る塾屋碑に *qa'an* と刻されている理由は今のところただちに確定しがたいが、これらを典拠に元代においてチンギス=カンの表記法が *qa'an* と *qan* の両様ありえたとするのは、おそらく拡大解釈であろう。逆にいえば、本碑のパスバ字刻文は、注意不足の点を否定しがたい。

もうひとつの疑問点は、命令文書としての形態上の問題、とくに抬頭につい

てである。各行の最上位に *mönkä dēnri, yēke su, qa'an, jarliq* およびチンギス以下の歴代皇帝の名が列なるのは通常だが、それらの“聖なる語”とともに、普通の単語も並んでいる。しかも、14行目の *dēnri* は最上位への改行がされていない。この碑の蒙古語文面は、通例に従って“聖なる語”を最上位に置こうとする意志は認められるものの、厳格ではなく、加えて“聖ならざる語”が最上位に位置してしまうのを避けようとはしていないわけである。その点漢訳の方はすべての“聖なる語”について、三字分をきっちりと抬頭している。蒙古文についても抬頭さえすれば十分であったのだが、この点は、碑陽の上半にパスパ字、下半に漢訳を、それぞれあまり極端に違わない大きさの文字と碑面で（拓本では上半が縦1 m33cm, 下半が95cm）並べて刻石しようとするあまり、“聖ならざる語”についても最上位に改行しなければ碑面の中におさまりきれなかったのかもしれない。とはいえ要するに、蒙古文面の形状は原文書どおりであるかどうか、大いに疑わしい。刻石のための原稿を書写した楊徳懋が、蒙古訳史の職にいながら、“聖ならざる語”を最上位に置いてしまうことの意味を知らなかったとは、少し考えにくい。漢訳の方では非の打ちどころなく抬頭しながら、パスパ字蒙古文では一転して実におおらかであるのは、一体なにを語るのか。あるいは、当時たいいていの人は漢訳しか見ず、蒙古語原文のパスパ字については、合刻さえしてあればそれだけで十分に権威が感じられ、逐一、克明に見ることはなかった（ないしは見れなかった）のかもしれない。また結果として、この碑が“聖なる語”と“聖ならざる語”を混在させながらも遂にこわされないままであったことは、元のモンゴル政権はのちの清の満族政権ほどにはこうしたことに神経過敏ではなかったことを示す証拠のひとつにはなるだろう。

歴史研究の立場から見ると、この碑のなかで真定路を蒙古語でチャガン=バルガスン *Čaqa'an balaqasun* > *Čaqa'an balyasun* 「白い城」と呼んでいることは極めて注目に価する。というのは、完全同時代のラシード=ウッディーン『集史』の中で、「真定府 *ĠNDYNFWLY/Ġindinfūli* [*li* は衍字ないしは *lu* 路の

ことか] の町はヒタイの大きな町の一つで、モンゴル人たちはそれをチャガン=バルガスン $\check{G}\check{G}AN-BL\check{G}SWN/\check{G}ag\check{a}n-balgas\check{u}n > \check{C}a\check{r}\check{a}n-bal\check{g}asun$ と呼んでいる [GTTS, f. 178a/29-f. 178b/1. Boyle 1971: 165, n. 16. 1317年最写といわれるトプカブ=サライ図書館蔵写本では、よほど強く \check{C} を指示したい場合をのぞき、通常 \check{c} の音も \check{G} が表わす.] と述べられ、全く一致するからである。^[補注] しかもよく知られているように、マルコ=ポーロ Marco Polo の旅行記に、涿州から太原府への途次にある大都市を *achbaluch*, すなわちトルコ語の *Aq-balıq* 「白い城」と呼んでいる [Boyle 1971: 165, n. 16; Pelliot 1959: 8-9. ペリオがいうように、この一節はラムージオ Ramusio 本のみにも現われる。なお、この点について蔡1988: 842-843にも言及]。前後関係からこの大都市は明らかに真定である。この碑は、真定が蒙古語やトルコ語を話す人々から「白い城」と呼ばれていたことを確定するばかりでなく、ラシード『集史』とマルコ=ポーロ旅行記というモンゴル時代の二大文獻を裏付ける。

この開化寺に授与された保護免税免役状の中で、開化寺を代表してその名が挙げられている二人のうちの一人、通濟英辯大師・講主の堅吉祥については、丁紹基『求是齋碑跋』巻4, 25 a・b に全く同じ称号・肩書のままでその塔銘(塔は仏僧の“墓”にあたる。塔銘はその側面に通常は刻される)が著録されている。本文は移録されていないが、賀宗儒の撰になるこの塔銘には文宗至順元年(1330)乙酉月と刻されている。死没から立塔までの時間を推測することはむづかしい。とはいえ、開化寺のような大寺の代表者であるから、死後荼毘に付されてのち長い時間、塔を立てないままであったとも考えにくい。おそらく至順元年を遡ること1・2年くらい前に堅吉祥は死去していたと見て大過ないだろう。この聖旨の降附・立石ののち15年ちかい間、堅吉祥は開化寺の代表者であったことになるな。さらに、『常山貞石志』巻17, 25a-29a に碑陽全文が移録される《大元真定路元氏渠開化寺重修常住七間佛殿記》(前述の賀宗儒の撰、大徳十年(1306)丙午十二月乙巳の建碑)には、モンゴル治下での重修の中心人物として「寺僧の都綱の堅公」が特筆されている。一方、これと一緒に名の挙がる「賢公・讓公

・定公」は、その碑陽末尾の題名に見える「堂長の徳賢、堂長長老の文讓、堂長の智定」にそれぞれあたることはまず間違いない。すると、「都綱の堅公」も同様に、題名中に見える「重修七間殿見住持・堂長都綱・製五大部經沙門の福堅」にあたることになる。七間殿の重修の中心となり、1306年の時点でその住持でもあった福堅が、アユルバルワダの聖旨に指名されている通濟英辯大師・講主の堅吉祥であるかどうかは大いに興味深い。というのは、元代は「某吉祥」という僧名が多い。この当時、例えばサンスクリットの Ratnaśrī がウイグル語およびそれを通して多くの仏教語彙を採り入れた蒙古語で Aratnaširi となり、漢訳では「阿刺志納失里」と音訳されたり、または「宝吉祥」と意訳されるような事例がしばしば目につく。ただし、元代に広汎に見える漢字一字名に附す「吉祥」がすべてサンスクリット・ウイグル・蒙古各語の -śrī>-širi とかかわりがあるかどうかは今後の問題ではあるが、もしこの聖旨碑の堅吉祥が《七間殿記》の福堅と同一人物ならば、同様に聖旨に指名されているもう一人の「演法顯密大師・講主の詮吉祥」も《七間殿記》碑陽題名中の「寺主・講主の恵詮」に同定しうる可能性が俄然高くなる。先述したように、『常山貞石志』に引くこの聖旨碑の碑陰題名に、寺側の立石代表者として「光教雄辯大師・提点講主の恵文」の名が見えたが、この人物が《七間殿記》碑陽題名中の「官門講主の恵文」にあたることは間違いなく、この例からもこの碑と《七間殿記》に見える僧名とは濃密に重なり合うことが十分に予想されるからである。

さて、民国『元氏県志』所載の拓影は十分に使用に耐えるものであるが、京都大学人文科学研究所には三種の本碑正面の拓本が蔵せられ、それらはいずれも実に鮮明である。この碑のパスパ字と漢訳字はともに、深くしっかりと堅牢な碑石に刻み込まれていることがわかる。漢訳は蒙古語原文に正しく対応しており、蒙古語原文の厳密な意味を把握するのに役立つ。この碑のパスパ字蒙古文については、1987年3月に筆者が英文で紹介し[Sugiyama 1987]、翌1988年9月に蔡美彪が『考古』誌上に中国文で発表した[蔡1988]。両者の内容はほぼ同一である。筆者は京都大学人文科学研究所蔵の拓本の写真を載せ、蔡は北京大

学蔵の柳風堂旧拓の写真を載せる。本稿では、拙論をほぼ踏襲しながら、英文であったため十分に引用・言及できなかった碑陰などの情報をあらたに補った。また漢文面については、イリンチン Yekeminyatu Irinčin にも移録があり [亦鄰真1982: 174], ソグラフは翻訳を試みている [Зорпаф 1984: 105-107]. 以下、すべてのパスパ字蒙古語の翻字(transliteration)と転写(transcription)にあたっては、Ligeti 1972aの方法におおむね準拠する。

蒙古語翻字

- 1 mōn-k'a d'en-ri-yin k'u-č'un-dur
- 2 ye-kä su ja-li-yin 'i-h 'än-dur
- 3 qa'an jar-liq ma-nu
- 4 č'ä-ri- 'u-dun no-yad-da č'ä-rig ha-ra-na
ba-la-qa-dun da-ru-qas-da no-yad-da
yor
- 5 -č'i-qun ya-bu-qun 'äl-č'i-nä d'ul-qa-que
- 6 jar-liq
- 7 jīn-gis qa'a-nu
- 8 "äo-k'äo-däe qa'a-nu
- 9 sä-č'än qa'a-nu
- 10 "äöl-jäe-t'u qa'a-nu
- 11 k'äu-läug qa'a-nu ba jar-liq-dur do-yid 'är-k'ä-ud sän-šhi-nud "a-
li-ba "al-ba qub-č'ir-i "äu
- 12 lu "äu-jän deñ-ri-yi jal-ba-ri-ju hi-ru-är "äo-gun "at'u-qayi k'
äg-däg-sän "a-ju-ue
- 13 'e-du-ä bär bäo-ä-su 'u-ri-da-nu
- 14 jar-li-qun yo-su-ar "a-li-ba "al-ba qub-č'i-ri "äu-lu "äu-jän deñ-
ri-yi jal-ba-ri-ju hi-ru-är
- 15 "äo-gun "a-t'u-qayi k'än č'a-qa'an ba-la-qa-su-na qari-ya-t'an
"üan-ši-huä-nä bu-k'un k'ay-hu-zhi säu-mä
- 16 dur "a-qun t'un-ji-in-bän-tay-šhi-giñ-jäu-gän-gäi-zin yen-hu-hen-
mi-tay-šhi-giñ-jäu-cuän
- 17 gäi-zin t'ä-ri-u-t'än do-yid-da ba-ri-ju ya-bu-ayi

- 18 Jar-liq "äôg-bäe 'ä-dänu säu-mäs-dur gä-yid-dur "a-nu 'el-č'in bu
ba-'u-t'u-qayi u-la'a ši-'u-su bu
- 19 ba-ri-t'u-qayi c'añ t'am-qa bu "äôg-t'u-gäe säu-mä-dä 'e-lä qa-
riya-t'an qa-řar u-sun baq t'ä-gir-mäd dem k'ä
- 20 bid qa-la-un 'u-sun ğiy-den-k'u ha-ran "a-du-'u-sun ya-ud k'ä-di
a-nu k'äd k'äd bär bol-ju bu-li-řu t'a-
- 21 t'a-řu bu "ab-t'u-qayi k'u-č'u bu k'u-rgä-t'u-gäe 'e-dä ba-sa do-
yid
- 22 Jar-liq-t'an g'ä-řu yo-su "äü-gä-un "äue-läs "äue-lä-du-ä-su "äü-lu-u
"a-yu-qun mud
- 23 Jar-liq ma-nu
- 24 ba-rs řil ju-nu t'ä-ri-un za-ra-yin har-
ban t'a-bu-na tay-du-da bu-k'ue-dur bi-
č'i-bäe

蒙古語転写と逐語訳

- 1 mōnka dēnri-yin kučün-dür
とこしえの 天 の 力 において
- 2 yēke su řali-yin 'ihe'en-dür
大いなる 威福の輝きの 加護 において
- 3 qa'an řarliq manu
カアンなる おおせ←われらの
- 4 čeri'üd-ün noyad-da čerig haran-a balaqad
諸軍 の ノヤンたちに 軍 人たちに 諸城
-un daruqas-da noyad-da yor-
の ダルガたちに ノヤンたちに 行く
- 5 čiqun yabuqun élčín-e du'ulqaquj
ところの 行くところの 使者たちに 聞かせるところの
- 9 řarliq
おおせ
- 7 řiŋgis qa'an-u
チンギス カアンの
- 8 Öködeġ qa'an-u
オコデイ カアンの
- 9 Sečen qa'an-u
セチェン カアンの

- 10 Öljëitü qa'an-u
オルジェイトウ カアンの
- 11 Külüğ qa'an-u ba ĵarlıq-dur doyd erke'üd sen-şın-ud aliba alba
クルク カアンの および おおせで トインたち エルケウンたち 先生たち すべての 貢納
qubčiri ü-
畜税
- 12 lü üjen dënri-yi ĵalbarıju hirü'er ögün atuqayı ke'egdegsen aju'uj
見ないで 天を 祈り 祝福を 与え あれかし といわれた のであった
- 13 édü'e ber bö'esü uridan-u
今 も であれば 先の
- 14 ĵarlıq-un yosu'ar aliba alba qubčiri ülü üjen dënri-yi ĵalbarıju
おおせ の きまりどおりに すべての 貢納 畜税 見ないで 天を 祈り
hirü'er
祝福を
- 15 ögün atuqayı ke'en Čaqa'an balaqasun-a qariyatan uen-şi-hüen-e
与え あれかし と チャカーン バラカスンに 属するところの 元氏 県 に
bukun kay-hu-zı süme
あるところの 開化寺 てら
- 16 -dür aqun Tuñ-ji 'ın-ben tay-şı gın-ju gen-gei-zın Yën-hu hën-
においているところの 通濟英辯 大師 講主 堅 吉祥 演法 顕
mi tay-şı gın-ju cüen-
密 大師 講主 詮
- 17 gei-zın teri'üten doyd-da bariju yabu'ayı
吉 祥を 頭ともつ トインたちにつかんで 行くところの
- 18 ĵarlıq ögbeı eden-ü sümes-dür geyid-dür anu elčın bu
おおせを さずけた これらの てらでらにおいて 家々において←彼らの 使者たち な
ba'utuqayı ula'a şı'üsü bu
下馬するように 駅伝馬 あてがいのもの な
- 19 barıtuqayı cañ tamqa bu ögtügeı süme-de éle qariyatan qaĵar
つかむように 倉税 タムガ税 な さしだすように てらに およそ 属するところの 地
usun baq tegirmed dem ke-
水 園林 ひきうす 店 みせ
- 20 bid qala'un usun gıy-dën-ku haran adu'usun ya'ud kedi anu
温 水 解 典 庫 人間 畜 類 どんな もの←彼らの
ked ked ber bolju bulıju ta-
誰 誰 でも なりと 奪い 引つ
- 21 taju bu abtuqayı kučü bu kūrgetügeı éde basa doyd
ばってな 取るように 力 な 及ぼすように これらの また トインたちは

22 Jarliq-tan ge'e'jü yosu üge'un üiles üiledü'esü ülü'ü
おおせをもつものたち といつて ことわり ないところの ことごとを 行なえば でないか

ayuqun mūd
恐れる そのことらを

23 Jarliq manu
おおせ←われらが

24 bars jil Jun-u teri'un zara-yin harban
虎 年 夏 の あたまの 月 の 10

tabun-a Tay-du-da buküj-dür bičibei
5 に 大 都 に いる 時に 書いた

蒙古語総訳

- 1 とこしえの天の力のもとに
- 2 大いなる威福の輝きの加護のもとに
- 3 カアンなるわれらがおおせ。
 - 4 諸軍のノヤンたちに、軍人たちに、
諸城のダルガたち・ノヤンたちに、
 - 5 ゆきかよう使者^{エルチ}たちに聞かせる
- 6 おおせ
- 7 チンギス=カアンの
- 8 オコデイ=カアンの
- 9 セチェン=カアンの
- 10 オルジェイト=カアンの
- 11 そしてクルク=カアンのおおせにおいて、^{トイン}仏僧たち・ネストリウス教士
たち・道士たちは、すべての貢納・畜税を
- 12 顧みずに、天に祈り祝福をささげるように、といわれたのであった。
- 13 今であっても、以前の
- 14 おおせのきまりどおりに、すべての貢納・畜税を顧みずに、天に祈り祝
福を
- 15 ささげるように、とチャガーン=バルガスンに属する元氏県にある開化

寺てら

- 16 にいる通濟英辯大師講主堅吉祥・演法顯密大師講主詮
17 吉祥をはじめとする仏僧たちにもってゆくべき
18 おおせをさずけた。これらの諸院、彼らの住居に、使者たちは下馬しないように。駅伝馬・供応物は
19 とらないように。地税・商税はさしださないように、てらにおよそ属する土地・園林^{パーク}・ひきうす^{やどや}・店・みせ・
20 浴場^{しちや}・解典庫・人間・畜類を、彼らのどんなものでも、誰が誰であろうとも、奪い引ったくったりして
21 取らないように。力は振わないように。またこれらの仏僧たちも、
22 おおせをもっているものたちだといって、無理なことごとをすると、それは恐ろしいぞ。
23 われらがおおせは、
24 虎年、夏の初月の15〔日〕に大都にいる時に書いた。

漢訳の移録

- 1 長生天氣力裏。
2 大福廕護助裏。
3 皇帝聖旨。軍官每根底。軍人每根底。管城子的達魯花赤・
4 官人每根底。過往的使臣每根底宣諭的
5 聖旨
6 成吉思皇帝
7 月闍歹皇帝
8 薛禪皇帝
9 完者篤皇帝
10 曲律皇帝聖旨裏。和尚・也里可温・先生每。不揀甚麼差發
11 不著。告
12 天祝延

- 13 聖壽。麼道有來。如今依着在先
- 14 聖旨體例裏。不揀甚麼差發不着。告
- 15 天祝延
- 16 聖壽者。麼道。屬眞定路的元氏縣裏有的開化寺裏住持
- 17 通濟英辯大師講主堅吉祥・演法顯密大師講主
- 18 詮吉祥爲頭兒和尚每根底。賚把行的
- 19 聖旨與了也。這的每寺院裏。房舍裏。使臣休安下者。鋪馬・
- 20 祇應。休要者。地稅・商稅。休與者。但屬寺家的水土・
- 21 園林・碾磨・店・鋪席・浴堂・解典庫・人口・頭疋。不
揀甚
- 22 麼他每的有呵。不揀阿誰。休扯拽奪要者。休使氣
- 23 力者。更這和尚每。有
- 24 聖旨麼道。無體例勾當做呵。不怕那甚麼。
- 25 聖旨俺的。
- 26 虎兒年四月十五日。大都有時分。寫來。

漢訳の日本語訳

- 1 長生の天の氣力にて
- 2 大福廕の護助にて
- 3 皇帝の聖旨。軍官らに、軍人らに、城子を管する達魯花赤・
- 4 官人らに、過往する使臣らに宣諭する
- 5 聖旨。
- 6 成吉思皇帝、
- 7 月闕歹皇帝、
- 8 薛禪皇帝、
- 9 完者篤皇帝、
- 10 曲律皇帝の聖旨に、和尚・也里可温・先生らは、いかなる差発にも

- 11 著^つけず、
- 12 天に告し、
- 13 聖寿を祝延せしめよ、といったのであった。いま以前の
- 14 聖旨の体例に依って、いかなる差発にも着けず、
- 15 天に告し、
- 16 聖寿を祝延せしめよ、といて、真定路に属する元氏県にある開化寺に
住持する
- 17 通済英辯大師・講主の堅吉祥、演法顕密大師・講主の
- 18 註吉祥を頭とする和尚らに^{たまわもつ}資り把て行く
- 19 聖旨を与えた。これらの寺院に、房舎に、使臣は安下するな。鋪馬
- 20 祇応^{もと}は要めるな。地稅・商稅は与えるな。およそ寺家に属する水
土・
- 21 園林^{ひきうす}・碾磨^{やどや}・店^{みせ}・鋪席^{しちや}・浴堂^{しちや}・解典庫^{しちや}・人口^{しちや}・頭疋は、いかなる
- 22 彼らのものがあつても、誰であつても、^{ひつば}扯拽^とつて^{ちから}奪い^と要る^{ちから}な。氣力
を
- 23 使うな。更^とに這の和尚らは、
- 24 聖旨があつるといて、体例のない^{ことす}勾当^{ことす}を^{ことす}做れば、^{こわ}怕^{こわ}くないだろうか。
- 25 俺の聖旨は、
- 26 トラ年の四月十五日、大都にいるときに書いた。

附. 命令文リスト

I すでに訳読が試みられた蒙漢完全対訳命令文碑13件

1. ネズミの年（至元13年丙子，西曆1276）正月26日，龍門禹王廟 Mangyala 令旨(üge)碑。京兆府にて。（陝西省韓城県）

拓影：Chavannes, *Inscription IX*, planche 19; Poppe, *Monuments*, plate 1, 48-49.

研究 : Lewicki, 16-19; Poppe, *Monuments*, 46-47, 67-90; 亦鄰真 (Yekemingyatū Irinčin) 1963/1983, 359-381; Ligeti 1972a, 20-24.

漢文 : Chavannes, *Inscriptions* IX, 376-378; 蔡録23°, 25; Зорпаф, 91-93.

2. タツの年 (至元17年庚辰, 西曆1280…年次比定は杉山) 11月初5日, 盩厔重陽万寿宮 Qubilai 聖旨(jarliy)碑. 大都にて. (陝西省周屋県)

拓影 : 羅・蔡; Haenisch, *Steurgerechtsame*, Tafel 3 (ただし厳密な意味では録文に近い).

研究 : Haenisch, *Steurgerechtsame*, 60-61, 65-66, 71-73; Ligeti 1972 a, 25-31.

漢文 : Haenisch, *Steurgerechtsame*, 60-61, 65-66; 蔡録22°, 23.

3. ウシの年 (至元26乙丑, 西曆1289; ないしは至元14年丁丑, 西曆1277) 正月25日, 交城県石壁山玄中寺 Qubilai 聖旨(jarliy)碑. 大都にて. (山西省玄中寺)

拓影 : 常盤大定・関野貞『支那文化史蹟』8 (再版『中国文化史蹟』8, 1976), 65; 小沢, 10-11の間に挿入; H. Franke, 50, 54.

研究 : 小沢, 9-33; H. Franke, 49-57; Ligeti 1972a, 34-37.

漢文 : 小沢, 30-32; H. Franke, 54-57.

4. トラの年 (延祐元年甲寅, 西曆1314) 4月15日, 真定路元氏県開化寺 Ayurbarwada 聖旨(jarliy)碑. 大都にて. (河北省元氏県)

拓影 : 民国『元氏県志』; Sugiyama 1987, plate 2; 蔡1988, 843.

研究 : Sugiyama 1987, 17-24; 蔡1988, 842-845.

漢文 : 蔡録63°, 65; 亦鄰真1982, 174; Зорпаф, 105-106.

5. トラの年 (延祐元年甲寅, 西曆1314) 7月28日, 盩厔重陽万寿宮 Ayurbarwada 聖旨(jarliy)碑. 察罕倉 Čayan-jang にて. (陝西省周屋県)

拓影 : Bonaparte, XIII, 3; Poppe, *Monuments*, plate II./趙頤『石墨鐫華』6 (録文)

研究 : Gabelentz, 1893, 1-21/1840, 225-227; Wylie 1862, 461-471; Pauthier, 772-774; Бобровников, 41-50; Позднеев, Лекций II, 87-116; Devéria, 40-42; Lewicki, 20-23; Poppe, *Monuments*, 48-50; 長田, 21-30; Ligeti 1972a, 43-48.

漢文 : 趙頤『石墨鐫華』; Бобровников, 30-50; Chavannes, *Inscriptions* V, 422-426; Chavannes, 1904b, 81-82; 馮40-41; 長田24-30; 蔡録64°, 66; 中野145-157; Зорцаф, 97-99; 道略 743.

6. トラの年 (延祐元年甲寅, 西曆1314) 7月28日, 彰徳路安陽県善応儲祥宮 Ayurbarwada 聖旨(jarliγ)碑. 察罕倉 Čaγan-jang にて. (河南省安陽県)

拓影 : Chavannes, *Inscriptions* IV, planche 24; Poppe, *Monuments*, plate III; 蔡録, 挿図4.

研究 : Lewicki, 20-23; Poppe, *Monuments* 51-53; Ligeti 1972a, 49-53.

漢文 : 『安陽金石録』; Chavannes, *Inscriptions*, IX, 407-408; 馮41-42; 蔡録65°, 67; Зорцаф, 99-101.

7. トラの年 (延祐元年甲寅, 西曆1314) 7月28日, 盤屋重陽万寿宮孫徳或あて Ayurbarwada 聖旨(jarliγ)碑. 察罕倉 Čaγan-jang にて. (陝西省周屋県)

移録 : Haenisch, *Steuergerechtsame*, Tafel I.

研究 : Haenisch, *Steuergerechtsame*, 58-59, 62-63, 66-70; Ligeti 1972a, 54-61.

漢文 : 蔡録66°, 68; 武樹善『陝西金石志』28/12b-13b; 道略742-743.

8. ムマの年 (延祐5年戊午, 西曆1318) 4月23日, 郃陽県光国寺 Ayurbarwada 聖旨(jarliγ)碑. 上都にて. (陝西省郃陽県)

拓影 : Chavannes, *Inscriptions* IX, planche 25.

研究 : Lewicki, 23-26; 山崎, 111-119; Ligeti 1972a, 62-66.

漢文：Chavannes, *Inscriptions* IX, 418-420, planche 26；馮, 51-52；
蔡録72°, 75；『陝西金石志』28/15a.b.

9. トリの年（至治元年辛酉，西曆1321）10月15日，濬県天寧寺 Kun dga' blo gros rgyal mtshan dpal bzang po 法旨(hua-ji)碑。大都にて。（河南省濬県）

研究：常風玄/照那斯図506-511.

漢文：熊象階『濬県金石録』；Chavannes, *Inscriptions* IX, 410-413；馮
52-53；蔡録74°, 77.

10. トリの年（至治元年辛酉，西曆1321）11月初10日，易州龍興觀 Dagi 皇太后懿旨(i-ji)碑。大都にて。（河北省易県）

拓影：Бобровников；Pорре, *Monuments*, plate IV.

研究：Бобровников, 116-129；Pорре 1939, 239-243；Pорре, *Monu-
ments*, 54-55, 96-100；Ligeti 1972a, 67-72.

漢文：蔡録, 75°, 78；Зорграф, 101-103.

11. 元統三年ブタの年（乙亥，西曆1335）7月14日，鄒県繹山仙人宮 Toγ-on-Temür 聖旨(jarliγ)碑。上都にて。（山東省鄒県）

拓影：Sugiyama 1988, Plate.

研究：Sugiyama 1988.

漢文：蔡録83°, 87.

12. 至元二年ネズミの年（丙子，西曆1336）7月12日，許昌県天宝宮 Toγ-on-Temür 聖旨(jarliγ)碑。上都にて。（河南省許昌県）

拓影：照那斯図・道布，挿図.

研究：照那斯図. 道布, 49-54.

漢文：同上

13. 至正十一年ウサギの年（辛卯，西曆1351）2月28日，盩厔重陽万寿宮 Toγ-on-Temür 聖旨(jarliγ)碑。大都にて。（陝西省周至県）

移録：Haenisch, *Steurgerechtsame*, Tafel 2.

研究 : Haenisch, *Steuergerechtsame*, 59-60, 63-64, 70-71; Ligeti 1972a, 77-82.

漢文 : 蔡録89°, 93; 道略808.

Ⅰ すでに積読が試みられた白話風漢文対訳を伴わないパスパ文字蒙古文命令文7件

1. 至元〔貳〕拾年（癸未，西暦1283）4月23日に執照，永寿县吳山寺あての安西王(Ānanda)白話風漢文令旨碑に添えられた同年2月15日禁止命令。発令地不明。（陝西省永寿县）

拓影 : Bonaparte XII, planche 1; Poppe, *Monuments*, plate V.

研究 : Devéria, 7-18; Poppe, *Monuments*, 56-57; Ligeti 1972a, 32-33.

（漢文 : Bang/Devéria, 18-30; 蔡録 29°, 31.）

2. ウシの年（至元26年乙丑，西暦1289）6月30日，涇州水泉寺 Qubilai 聖旨(Jarliḡ)碑。上都にて。（甘肅省涇川県）

拓影 : 蔡1986a, 243.

移録 : 張維『隴右金石録』5.

研究 : 蔡 1986a, 231-243.

3. ヲサギの年（大徳7年癸卯，西暦1303）3月29日，河東延祚寺 Söse 令旨(üge)碑。大都にて。（山西省芮城県磨澗村）

拓影 : 蔡1986b, 2-3の間.

研究 : 蔡1986b, 45-56.

4. ヘビの年（大徳9年乙未，西暦1305）9月30，チベット Ža-lu 寺あて懷寧王Qaišan令旨(üge)原物。Ĵiramutu(?)にて。（いわゆる Ža-lu 文書の1つ）

写真 : Pelliot, 622.

研究 : Pelliot, 621-624; Ligeti 1972a, 38-42.

5. 西暦 1312 ~ 1317 年の間のいつか。広東曲江南華禪寺あて Ayurbar-

wada 聖旨(Jarliγ)原物。裱装ミスにより末尾を欠く。(広東曲江南華寺)

写真：照那斯図，230-231.

研究：照那斯図，221-232.

6. 西暦1312~1317年の間のいくつか。円覚寺あて Ayurbarwada 聖旨(Jarliγ)原物。5と混在する裱装ミスにより5と同様に末尾を欠く。(広東曲江南華寺)

写真：照那斯図，231-232.

研究：照那斯図，221-232.

7. 至正二年(壬午，西暦1342)月日を欠く，成都青羊宮 Toγon-Temür 聖旨(Jarliγ)碑。発令地を欠く。(四川省成都市四川省博物館)

拓影：韓124.

研究：韓123-135；Ligeti 1972a, 73-76.

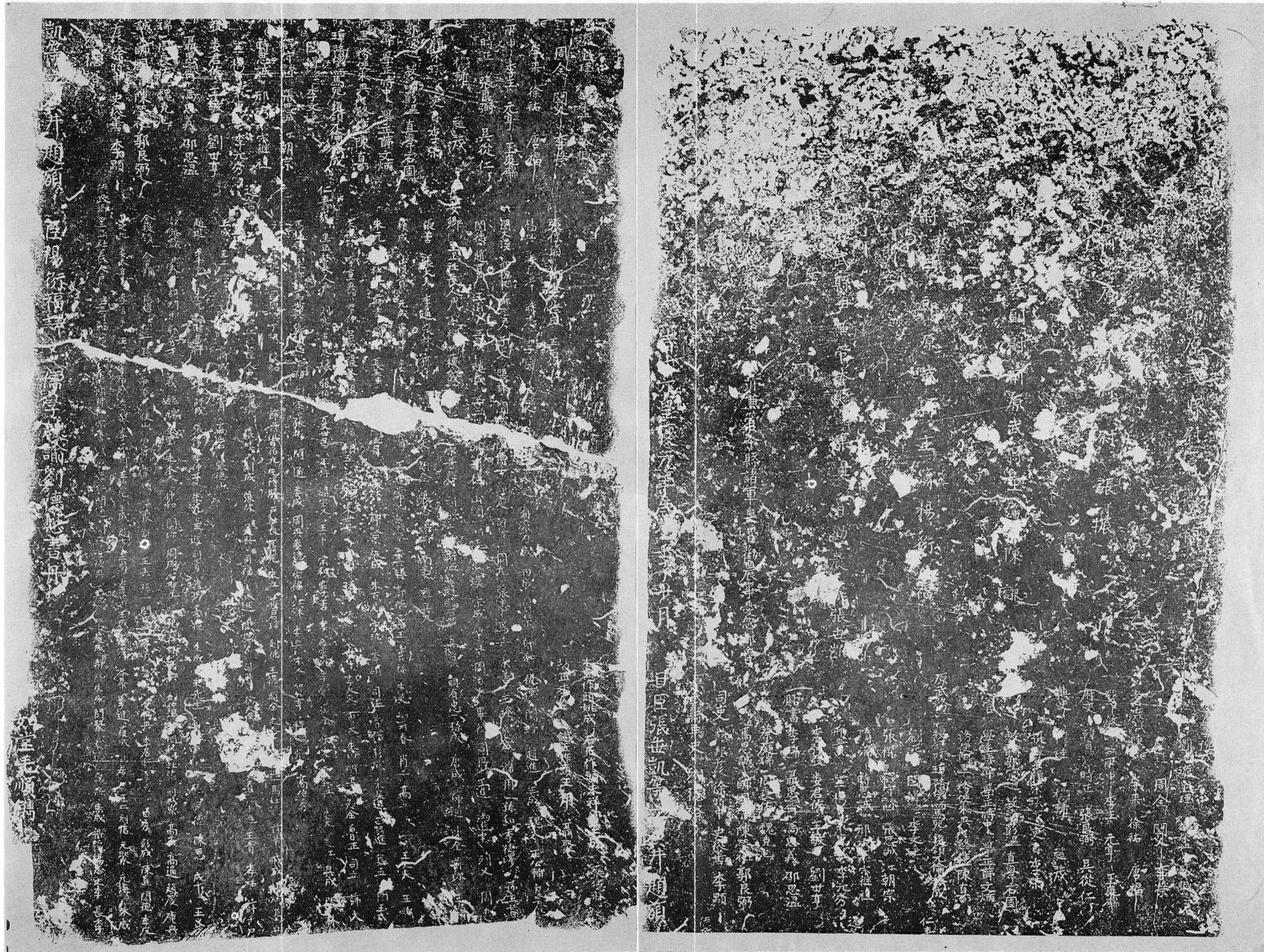
参 考 文 献

- Бобровников, А. А. Грамоты вдовы Дармабаловой и Буянту-хана, писанные квадратнымъ письмомъ, съ присовокупленіемъ о бщихъ замѣчаній объ этомъ письмѣ и догадокъ о значеній надписи на Мангутской пещерѣ А. А. Бобровникова, съ дополненіями В. В. Григорьева, *TVOIRAO* 16, 50-76, 1870.
- Вонорпарт, Prince Roland, *Documents de l'époque mongole des XIII^e et XIV^e siècles*, Paris 1895.
- Boyle, J. A., *The Successors of Genghis Khan*, New York 1971.
- 蔡美彪，『元代白話碑集録』北京，科学出版社，1955。〔蔡録〕
- ，「涇州水泉寺碑訳釈」『元史論叢』3輯，1986。〔蔡1986a〕
- ，「河東延祚寺碑訳釈」『蒙古史研究』2輯，1986〔蔡1986b〕
- ，「元氏開化寺碑訳釈」『考古』1988，9期〔蔡1988〕
- 常風玄，「元代法旨碑四種」『中国民族關係史研究』1984，501-524。(うち1321年の蒙文は照那斯図訳，501-511)。〔常風玄/照那斯図〕
- Chavannes, Ed., *Inscriptions et pièces de chancellerie chinoises de l'époque mongole*, *TP* V, 1904, 357-477; VI, 1905, 1-42; IX, 1908, 297-428.
- 陳垣編，陳智超・曾慶瑛校補，『道家金石略』北京，文物出版社，1988。〔道略〕
- Clark, L. V., On a Mongol Decree of Yisün Temür (1339), *CAJ* 19-3, 1975, 194-198.

- Cleaves, F. W., The Mongolian documents in the Musée de Teheran, *HJAS* 16, 1953, 1-107, 2pl.
- , The *Bodistw-a Čari-a Awatr-un tayilbur* of 1312 by Čosgi Odsir, *HJAS* 17-1•2, 1954, 1-129, 24 pl.
- Devéria, G., Notes d'épigraphie mongole-chinoise, avec une notice de M. W. Bang; *JA* VIII, 1896, 94-128; 395-443.
- 馮承鈞『元代白話碑』上海, 商務印書館, 1932.
- Franke, H., Eine Unveröffentlichte 'P'ags-pa=Inscription aus T'ai-yüan, *Asiatische Forschungen*, Band 17, *Collectanea Mongolica, Festschrift für Professor Dr. Rintchen zum 60 Geburtstag*, Wiesbaden, 1966.
- Gabelentz, H. C. v. d., Versuch über eine alte mongolische Inschrift, *Zeitschrift für die Kunde des Morgenlandes* II, 1839, 1-21; *ibid.*, III, 1840, 225-227.
- Григорьев, А. П., Монгольская дипломатика XIII-XV вв., Ленинград 1978.
- Haensch, E., *Steuergerechthe der chinesischen Klöster unter der Mongolenherrschaft*, Leipzig 1940.
- 韓儒林, 「成都蒙文聖旨碑考釈」『穹廬集』(原載 *Studia Serica* II, 成都 1946, 137-148), 南京 1982, 123-135.
- 亦鄰真, 「說一二七六年龍門禹王廟八思巴字令旨碑」『內蒙古大學學報』1963, 1 期(『蒙古史研究論文選集』4, 呼和浩特, 1983).
- , 「元代硬訳公牘文体」『元史論叢』1 輯, 1982, 164-178.
- 照那斯圖, 「南華寺藏元代八思巴字蒙古語聖旨的復原与考釈」『中國語言學報』1983, 1 期, 221-232.
- 照那斯圖・道布, 「天寶宮八思巴字蒙古語聖旨碑」『民族語文』1984, 6 期, 49-54.
- Lewicki, M., *Les inscriptions mongoles inédites en écriture carrée*, *Collectanea Orientalia* 12, Wilno 1937.
- Ligeti, L., *Monuments en écriture 'Phags-pa: Pièces de chancellerie en transcription chinoise*, Budapest 1972. [Ligeti 1972a]
- , *Monuments Préclassiques, 1, XIII^e et XIV^e siècles*, Budapest 1972. [Ligeti 1972b]
- 羅常培・蔡美彪, 『八思巴字与元代漢語 [資料彙編]』北京, 科學出版社, 1959.
- 中野美代子, 『砂漠に埋もれた文字—パスパのはなし』(塙新書38), 東京, 塙書房, 1971.
- 長田夏樹, 「元仁宗皇帝聖旨の白話に就いて」『神戸外大論叢』1-1, 1949, 21-30.
- Оволенский, М. А., Хана золотой орды Тохтамыша к польскому королю ягайлу 1392-1393 года, Казан 1850, 1-72.
- 小沢重男, 「山西省交城縣石壁山中寺の八思巴文字蒙古語碑文の解説」『東京外國語大學論集』9, 1962, 9-33.
- Pautier, G., *Le livre de Marco Polo, citoyen de Venise*, Paris 1865, 2 vols.

- Pelliot, P., Les Mongols et la papauté, documents nouveaux édités, *Revue de l'Orient Chrétien* 23, 1922-23, 3-30; 24, 1924, 225-335; 28, 1931-32, 3-84.
- , Un rescrit mongol en écriture 'phags-pa; Tucci, G., *Tibetan Painted Scrolls* II, Roma 1949, 621-624.
- , Les documents mongols du Musée de Teherān, *Athār-é Irān* 1, 1936, 37-44, pl. 29-31.
- , *Notes on Marco Polo* I, Paris 1959.
- Poppe, N. N., *The Mongolian Monuments in hp'agas-pa Script*, tr. Krueger, R., *Göttinger Asiatische Forschungen*, Band 8, Wiesbaden 1957 (原1941).
- Позднеев, А. М., Лекций по истор монгольской литературы, читанныя ординарным профессором спб. университета въ 1896/97 академическомъ годх. Записаль и издалъ студентъ Х. П. Кристи. II, St. Petersburg, 1897.
- 杉山正明, 「西暦1314年前後大元ウルス西境をめぐる小札記」『西南アジア研究』27, 1987, 24-56.
- Sugiyama, M., The 'Phags-pa Mongolian Inscription of the *Buyantu-qayan's* Edict in Yuanshi xian元氏県, belonging to Č'āqa'an balaqasun. *Zinbun*, 22, 1987, 17-24.
- , The 'Phags-pa Mongolian Inscription of Toγon-temür qayan's Edict, *Memoirs of the Research Department of the Toyo Bunko*, 46, 1988, 1-6.
- 王堯, 「山東長清大靈巖寺大元国師法旨碑考釈」『文物』1981-11.
- Wylie, A., Ancient inscription in Chinese and Mongol, *Translations of the China Branch of Royal Asiatic Society, New Series, TomV*, 1855, 65-81.
- , *Restoration of the Mongolian Inscription*, Shanghai (no date).
- , Sur une inscription mongole en caractères P'a-sse-pa, *JA* 19-4, 1862, 461-471.
- 山崎 忠, 「1318年の八思巴字蒙古語碑文解説—陝西部陽県光国寺碑—」『言語研究』26-27, 1954, 111-119.
- Зограф, И. Т., Монгольско-китайская интерференция, Москва 1984.
- Rašid al-Dīn, *Ĝāmi' al-Tavārīh*, MSS. İstanbul, Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan 1518. [ĜTTS]

[補注] 至正十六年(1356)丙申にあたる猴兒年三月十六日に大都より真定路平山県天寧万寿寺に出されたアユシリダラ Ayuširidara <skr. Āyurśridhara の皇太子令旨に見える「察罕城子」は、まさにその音・意識であろう [蔡録:91°, 95].



図版2 原武県孔子廟碑陰の拓本（大阪外国語大学図書館・石濱文庫蔵）：右が上半，左が下半。